

平成 22 年 6 月 26 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530264

研究課題名（和文）近世イギリスにおける都市基盤整備に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the role of municipal corporation in providing
infrastructure and services in early modern England

研究代表者

唐澤 達之（KARASAWA TATSUYUKI）

高崎経済大学・経済学部・教授

研究者番号：10295438

研究成果の概要（和文）：本研究の課題は、18 世紀イングランドの地方都市の生活基盤整備において都市法人が果たした役割を、ノリッジを対象として、都市法人財政の側面から明らかにすることであった。研究成果としては、18 世紀ノリッジの主要な会計記録および都市法人の構成員のデータベース化とその分析から、都市法人が、河川・道路、水道施設、市場広場の維持管理、市有不動産の賃貸、慈善信託の受託などを通じて、基盤整備に大きな役割を果たしたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study examines the role of municipal corporation in providing infrastructure and services in early eighteenth century England through analyzing chamberlains' accounts and other accounts of the city of Norwich. The city corporation managed the river and the streets, waterworks, and its market place, leased their own property to the citizens on favourable terms, and acted as trustees for many city charities. Such institutional framework was so important for the city to provide infrastructure and services and maintain order in urban life.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,000,000	0	1,000,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,700,000	510,000	3,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史，イギリス，近世，都市，歴史，ノリッジ

1. 研究開始当初の背景

本研究が主要な検討対象とする 17 世紀後半から 18 世紀前半にかけてのイギリスでは、総人口の増加率を上回る都市成長が見られ、このことは、大陸ヨーロッパの都市と比較したとき、イギリスに特徴的な現象であったといえ、工業化が開始する重要な前提条件となったといえる。こうした都市成長のための条件がどのように作り出されていったのかを、主として都市基盤の整備という観点から考察するというのが研究開始当初の問題意識であった。

ここでいう都市基盤の整備とは、都市経済が発展するのに必要とされるようなインフラストラクチャーの整備をさす。このなかには、市場広場や社会福祉施設といった生活関連施設、道路・河川の整備・管理といったハードの側面だけでなく、都市における経済活動が円滑に行われるようにするための諸制度の整備といったソフトの側面も含まれる。経済活動にとって都市が魅力のある空間となるための様々な条件の整備であるといってもよい。そして、こうした都市基盤の整備がどのように行われたのかを実証的に明らかにするために、地方の都市法人の会計記録の分析を試みることにしたのである。

地方都市の財政の分析を通じて、基盤整備のあり方を検討するという課題を設定したのは、イギリス近世／近代都市史研究の方法論の再検討という狙いもあった。イギリスの近世／近代都市史に関する研究は、1970 年代以降大きな進展を見せ、膨大な研究を蓄積してきたが、本研究が対象とする 17 世紀後半から 18 世紀前半の時期の都市史研究が政治・文化史に偏る一方、前後の時期の都市史研究が社会経済史的研究をベースとしながらその上に政治史的研究が展開されてきた。すなわち、近世から近代にかけてのイギリス都市史研究に、方法論的な一貫性がないという問題点を指摘できる。そこで、本研究は、17 世紀までの社会経済史的研究をベースとした都市史研究の蓄積を踏まえつつ、それを 18 世紀の都市史へと架橋していくべく、都市財政というテーマを取り上げたのである。

さらに、この課題設定の背景には、現代的な問題関心もあった。現在の日本をはじめとする先進諸国では、人口増加の停滞、長期にわたるデフレーション傾向、グローバル化の進展・市場原理の活性化・規制緩和にともなう地方都市の相対的な経済衰退が見られる一方で、中央政府の機能縮小と地方分権化の進展を背景に、魅力ある地方都市づくりのための基盤整備が要請されている。こ

うした現状に鑑みて歴史を振り返ると、17 世紀後半から 18 世紀前半のイギリス経済は注目に値する。というのも、当該時期のイギリスでは、人口増加が停滞し、デフレーション傾向が強まり、旧来の経済制度であるギルドが衰退する中で、ロンドンの一極集中ではなく、地方都市の再興が見られたからである。こうした地方都市の復興がいかんにして可能になったのかを問うことは、上述した現代的な課題を検討する上で、きわめて重要な意義を有すると考えられたのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近世イギリスにおける都市基盤の整備のあり方を実証的に検討することであり、そのために、当該時期に急速に成長を見せたイギリス東南部の有力地方都市であるノリッチを中心に上げ、地方の都市法人が基盤整備に果たした役割を考察することである。その際、検討すべき論点は以下の 5 点である。

都市法人の会計記録の分析

都市法人の会計記録の分析により、基盤整備のためにどのような支出がなされているのか、また、その財源がどのように調達されているのかを検討すること。

都市法人内部の各種委員会の役割の検討

都市に目的別の各種委員会が設置され、独自の財源を確保しながら基盤整備を進めた側面を明らかにすること。

慈善信託の受託者としての都市法人の役割の検討

都市政府が法人格を持つ地位を活かして、都市内におけるヴォランティアな慈善事業の受託者 trustees となつて、基盤整備に関わることがあった点を検討すること。

基盤整備を支える社会関係資本の検討

物的な基盤の整備は、都市法人を中心とした社会関係によって支えられていたと考えられるので、その社会関係の性格について検討すること。

制度・中間集団の果たす歴史的役割の理論的検討

～ の実証的研究を、制度・中間集団に関する理論的研究と突き合わせることによって、理論的研究へ新しい知見をもたらすこと。

3. 研究の方法

研究方法は、大きく分けて 4 つの部分からなる。第 1 は、17 世紀後半から 18 世紀前半のイギリス都市史に関連する新しい研究および未だ入手していない既存研究を収集し、

研究史の整理をよりいっそう厳密に行うことであった。そのために、イギリス都市史関係図書の購入費用を毎年度予算に計上し、購入した。

第2は、本研究の基本的な性格は実証的研究であるので、ノリッジ都市史関係史料の多くが所蔵されているイギリスの地方文書館であるノフォーク・レコード・オフィス Norfolk Record Office、ロンドンのナショナル・アーカイヴズ National Archives において原史料の探索と入手を行うことであった。これらの文書館において、都市の会計記録・市長裁判所議事録・四季裁判所記録、都市政府が受託者となって行われた慈善事業関連史料などを収集することができた。これらの作業のために、外国旅費、史料のマイクロフィルム（マイクロフィッシュ）化のための費用、マイクロフィルム化された史料の電子化のための費用、史料を撮影するためのデジタルカメラおよび記録用の記憶装置（SD カードなど）、撮影した史料をプリントアウトするためのプリンター消耗品、イギリスの文書館で撮影できない史料の転写やデータ整理などに使用するモバイル型のパーソナル・コンピュータを購入するための費用を科学研究費補助金から支出した。また、膨大な史料の整理・プリントアウトなどの作業を、研究補助者に依頼し、謝金を支払った。

第3は、これらの収集した史資料のデータベース化である。データベース化した史料としては、18世紀～19世紀前半のノリッジ市の収入役会計簿の時系列、また項目ごとの収入・支出の変化、都市法人が受託者となった慈善信託のリスト、都市法人の構成を分析するための役職者とフリーメン（市民）のリスト、などである。

第4は、研究史の整理とこれらの史料・データの分析に基づいて、論文を作成することと、学会や研究会でその成果を報告することである。

なお、4年間の研究期間のうち、第1の作業は4年間を通じて行い、第2の作業は主として前半の2年間に行い、第3、第4の作業は主として後半の2年間に行った。ただし、研究年度の3年目と4年目にも、第3・第4の作業を進めていくプロセスで、新たに発見され入手することが必要となった史料の収集のためにイギリスへ出張した。したがって、1年目（2006年度）には8月26日～9月10日、2年目（2007年度）には6月16日～6月25日、3年目（2008年度）には10月28日～11月3日、4年目（2009年度）には10月29日～11月3日に、イギリスのノリッジとロンドンに出張した。

4. 研究成果

研究成果は以下の(1)～(3)に要約できる。

(1) 都市法人の会計記録の分析

本研究の第1の成果は、ノリッジ市の都市法人の会計記録の分析による都市財政の復元を通じて、都市法人が基盤整備において果たした役割が明らかにされたことである。その具体的な論点は、およそ以下の～に整理できる。

都市財政の制度的枠組みと会計簿の史料価値の検討

都市法人の財務は、収入役 chamberlain と副収入役 under chamberlain が8名の財務委員（オルダマン4名、市議員4名）とともに構成する財務委員会 chamberlain's council によって統括され、会計監査は、市長と6名の監査役 auditor（オルダマン3名、市議員3名）によって行われていた。ノリッジの都市法人が作成・監査した会計簿としては、収入役会計簿 chamberlain's account と、用途別に作成された複数の会計簿をまとめた、いわゆる小会計簿 small account と呼ばれるものが残存しており、前者は、主として都市法人が市内に所有する不動産や公共施設に関わる収支を管理するものであり、後者に収録された会計簿は、主として都市法人が受託者となった慈善信託の諸事業に関わる収支を管理するものであった。都市法人の会計記録を収集・整理していくプロセスでは、個々の会計記録の持つ史料価値の限界も明らかになった。すなわち、第1に、都市法人自体が用途別に財源を確保・支出するのが通例であり、それぞれに会計簿が作成されたこと、第2に、都市はギルドや教区などの部分共同体からなる多中心的な集合体であり、都市法人が都市社会全体のなかの一部分を占めるにすぎないこと、第3に、近世以降、救貧税 poor rate に代表されるような、いわゆるレイト rate の比重が高まるにつれて、都市の公益事業全体のうち都市会計簿が管理できる範囲が狭まってくることである。ただし、すでに触れたように、本報告が対象とするノリッジの場合、収入役の会計簿だけでなく小会計簿と呼ばれるものが残っており、市財政の全体像を復元する上で比較的恵まれた状況にあること、そしてまた、都市法人が基盤整備において果たした役割の検討に課題を限定するならば、これらの史料の有用性は極めて高いといえる。

基盤整備における都市法人の役割

ノリッジの収入役会計簿と小会計簿に記録された収支の具体的な内容から知ることのできる、都市生活の基盤整備に関連する事項としては、街路、市門周辺の公共性の高い空間の管理、河川・道路・水路 cockey の維持管理、市場広場のある St Peter Mancroft 教区や年市の開催される St George Tombland 教区といった中心商業地区に市が所有する不動産（これには店舗、家屋敷、宅地などが

含まれる)のフリーメンへの有利な条件での賃貸、市の公共施設、市場広場 market place、荷揚場 stathe、上水道 New Mill、イン inn、ビール醸造所 brewhouse、市庁舎 guildhall、市民ホール St Andrew's Hall など)の維持管理、石炭・穀物の備蓄、タウン・クローズ Town Close (市壁のすぐ外にある 111 エーカの土地)からの地代収入の福祉目的での利用、市の楽団 City Waits の維持、諸行事の企画運営、慈善信託 endowed charity の受託者としての役割などがあった。以上のように、都市法人が公共性の高い空間・施設の維持管理に大きな役割を果たしていたことがわかる。その際以下の 2 点に留意すべきである。第 1 に、中心商業地区の維持管理を通じて、18 世紀における商業 = 消費空間の新たな展開を促す場を提供するだけでなく、楽団に対する財政的支援や、市民ホールなどの維持管理を通じて、都市ルネサンス期に開花した様々な文化活動に対しても貢献したことが、第 2 に、都市法人が慈善信託の受託者となって、高齢者や貧しい子どもたちを収容するホスピタルの経営や、フリーメンに対する貸付が行われたことである。

基盤整備の財源

基盤整備のための財源は、大きく分けて 2 つあり、1 つは、都市法人が所有する不動産・施設からの収入(中心商業地区に所有する不動産の賃貸料、タウン・クローズ Town Close の賃貸料、市場・荷揚場・上水道の利用料など)であり、もう 1 つは、有力市民から慈善信託された不動産・資金からの収入であった。前者の不動産は、都市法人が、16 世紀の宗教改革以降、主として解散修道院の不動産を積極的に獲得していくことによって蓄積されてきたものであり、後者の不動産は、17・18 世紀を通じて、有力市民が都市における経済活動を通じて形成した巨額の財産の一部を、救貧をはじめとするフリーメンの福祉向上という使途目的を設定して、都市法人に信託したもの(慈善信託 endowed charity)が基礎となっていた。

税収入が恒常的な財源とはならない条件の下では、不動産からの収入がきわめて重要な意味をもただけでなく、長期的に見て安定した収入源となったが、支出の急増には対応しにくいという側面があった。

収入役会計簿で管理されている市有財産のほとんどは市壁内にあり、不動産の賃貸料は、多くの場合長期間にわたって固定され、かなり有利な条件でフリーメンに賃貸されており、また、荷揚場や上水道の管理運営は、フリーメンが請け負っており、この場合にも、請負額は長期間にわたって固定されていた。したがって、市有の不動産の賃貸借は、公益事業に要する費用を捻出するための単なる収入源にとどまるのではなく、フリーメン

の経済生活の安定という問題に直接関わっていた。

慈善信託によって蓄積された財産からの収入の多くは、ノフォク農村に購入した土地その他の不動産からの賃貸料収入なので、賃借人の多くはフリーメンではなく、したがって、都市で形成・蓄積された富が農村の土地購入に向かった点で、都市から農村へ富が流出したと捉えることもできるが、しかし、農村の不動産からの収益が都市の基盤整備の財源として安定的に確保された点は極めて重要であった。

基盤整備を支える社会関係資本

都市法人とフリーメンの間には、不動産の賃貸借関係を通じて、また、フリーメンから都市法人への財産の信託を通じて、一定の信用関係(=社会関係資本)が成立していた。そうした信用関係を担保するものの 1 つが、都市法人の「法人」たる側面であった。都市法人は、永続的に財産を所有することができただけでなく、法律関係の専門的知識を有する人材を市書記 town clerk や法律顧問 recorder として抱えていたことも強みであった。大規模な慈善信託は、都市法人が受託者となることが多かった。慈善信託とは、都市で形成された富が基盤整備のためのストックとして永続化・固定化されていくシステムであると考えられ、そうしたシステムが機能するうえで、都市法人は決定的に重要な役割を果たしたといえる。

他方、都市法人の側から見たときに、賃借人の信用を担保するものは、市内の市有財産の賃借人の多くが都市役職の経験者であったことからわかるように、そうした社会的地位が信用を保証する 1 つの要素であったと想定できる。ただし、市有財産へのアクセスが、彼らによって独占されていたわけではなく、市有財産は都市役職に就いていない者に対しても賃貸されていた。

さらに、都市法人に財産を信託した遺贈者の動機については、チャリティが利他的な行為としての外観を持ちながらも、そうした行為を通じて個人の名声を得るといった利己的な行為としての側面を持っていたことが指摘できる。遺贈者の遺志が、どの程度利他的あるいは利己的であったかどうかについて測定することは難しいが、中世後期まで教会が担っていた様々な福祉機能が宗教改革期の修道院解散によって失われた状況の下では、慈善信託によって様々な福祉施設が創設されたことは、結果としては大きな意義があったと思われる。

都市会計簿のアカウントビリティ

都市会計簿のアカウントビリティについては、以下の 2 点が重要である。

第 1 は、記録形式上の問題である。会計簿の記録形式は、中世・近世の荘園、都市、ギ

ルドなどの会計記録に一般的に見られた、いわゆる責任賦課・責任解除 charge and discharge と呼ばれる形式をとっており、会計の責任者が市に対して責任を負う額 charge と責任を解除された額 discharge に分けて記載された。この形式では、市が所有ないし受託した資産からの収入額については詳細に記録されているものの、資産額そのものは記録されておらず、したがって、資産管理のチェックには限界があったといえる。

第2は、誰に対するアカウントビリティなのか？という点についてである。会計簿は基本的には都市法人の構成員であるフリーメンに対して、市が所有ないし受託した財産から得られる様々な利益の分配のあり方の正当性を明確にするものであった。総会 Assembly の役割は、そこで会計監査の報告が行われ、都市法人財政について最終的に確認することになった。とすると、都市法人の構成員であるフリーメンの間において、分配のあり方をめぐって利害の対立が生じる可能性があったことが想定できる。さらに、都市法人が維持管理する財産は、実際にはフリーメンだけが利用するものではなく、それをこえたより広い公益に関わるものであった。18世紀を通じて、市民権を有するフリーメンの数は変動したが、都市住民全体に占める比重は低下していく傾向にあったため、フリーメンと市民権を持たない都市住民の間には、公益のあり方をめぐって感覚のずれが生じる可能性があった。このようにして浮かび上がってくる、都市の政治的な枠組みと富の再分配のあり方の相互関係の問題は今後の検討課題となる。

(2)都市法人の会計記録の分析という本研究の第1の課題に取り組むプロセスにおいて浮かび上がってきた検討すべき論点について成果をあげることができた。すなわち、基盤整備を支え、その前提となる市民間（特に都市支配層）の社会関係に関する実証的・理論的考察である。

都市法人に対する市民の帰属意識に関する検討

都市法人に対する市民の帰属意識のあり方を検討するために、中世に起源を有し、近世には市長就任式を運営する共同体組織として1732年まで存続した聖ジョージ・カンパニーを取り上げ、その組織・構成、機能、社会的統合力について検討した。当カンパニーは、市長就任式の運営に関わる負担を都市共同体構成員の義務として位置づけ、市民 freeman からその担い手を広く集めていき、市長就任式の際の宴会などを通じて都市共同体の階層的秩序の維持・集団的アイデンティティの確認をはかろうとした。が、しかし、17世紀末以降、会員数は増加するものの、入

会の忌避と役職就任の忌避が見られ、カンパニーの求心力が低下し、最終的には当カンパニーは廃止され、市長就任式は都市法人によって主催されるようになり、また、一部の宴会役に負わされていた、就任式の運営に関わる大きな負担が軽減されていった。

近年の社会経済史研究における中間団体論の研究動向の整理

都市法人をテーマとする本研究にとっては、中世的な都市制度の長期持続と歴史的経路依存に関する理論的な問題の整理が必要と考えられたので、そうした論点に関する近年の研究動向の一端を整理した。近年の社会経済史研究において、集団的・団体的 collective・corporative なものや制度への関心の高まりから、ギルドや都市法人といった中間団体の歴史的役割を、近代個人主義・自由主義の観点から単純にネガティブに捉えるのではなく、改めて再評価しようという動向が見られ、論争が活発に展開している。そこで、工業化前ヨーロッパにおける制度や社会関係資本に関して近年展開した、S. Epstein と S. オーグルヴィー Ogilvie との間で展開されたギルド制度をめぐる論争を整理した。

(3)研究成果の発表について

研究期間中に学会誌に掲載された論文と学会においてなされた報告については、次の「5. 主な発表論文等」に列挙したため、ここでは、それら以外の研究会における計5回の発表～について記しておく。

2008年4月27日に早稲田大学で開催された「長期の18世紀イギリス社会経済史研究会」において、ノリッジの都市支配層の社会関係について検討した成果を、「イングランド近世都市における共同体的組織の変容と解体——ノリッジの聖ジョージ・カンパニーのケース——」と題して報告をすることができた。

2008年6月8日に早稲田大学で開催された「長期の18世紀イギリス社会経済史研究会」において、岩間俊彦著『イギリス・ミドルクラスの世界——ハリファックス、1780-1850——』（ミネルヴァ書房、2008年）の合評会が行われたが、その際に、都市化と都市法人のガヴァナンスの観点からコメントした。

2009年6月6日に関西大学（東京センター）で開催された「イギリス都市・農村共同体研究会」において、「18世紀イングランドの都市財政——ノリッジの例——」と題する報告を行った。

2009年6月15日に早稲田大学で開催された「イギリス中世史研究会」において、「都市会計簿からみたイングランド近世都市ノリッジ市収入役会計簿の分析——」と

題する報告を行った。

2009年7月29日に高崎経済大学で開催された「高崎経済大学付属産業研究所・今井プロジェクト『ソーシャル・キャピタル social capital 論の探求』」の研究会において、「近世イングランドの都市法人」と題する報告を行った。

研究開始当初の計画どおり、主として研究年度の後半期において、研究成果を多くの研究会において発表することができた。そしてまた、これらの研究会における議論を通じて、研究はさらに進展させることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

唐澤達之「ヨーロッパ・ギルド史研究の動向——オーグルヴィとエプスタインの論争を中心に——」『産業研究』査読有(2010年度よりレフリーによる査読制を導入), 45巻2号, 2010年, 72-86頁。

<http://www1.tcue.ac.jp/home1/sanken/index.htm>

唐澤達之「都市会計簿からみたイングランド近世都市——ノリッジの収入役会計簿(1727/8年)の分析——」『産業研究』査読無(2009年度まではレフリーによる査読制は導入されていない), 44巻2号, 2009年, 20-37頁。

<http://www1.tcue.ac.jp/home1/sanken/index.htm>

唐澤達之「近世ノリッジの聖ジョージ・カンパニー」『高崎経済大学経済論集』査読有, 50巻3・4合併号, 2008年3月, 61-74頁。

http://www1.tcue.ac.jp/home1/k-gakkai/ronsyuu/ronsyukeisai/50_3.4/karasawa.pdf

[学会発表](計1件)

唐澤達之「パネル・ディスカッション 18世紀イギリス都市の社会経済史的意義——都市ルネサンス論をてがかりに——」報告2「都市法人と基盤整備——ノリッジの会計簿の分析を中心に——」社会経済史学会第78回全国大会, 2009年9月27日, 東洋大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

唐澤 達之 (KARASAWA TATSUYUKI)
高崎経済大学・経済学部・教授
研究者番号: 10295438

(2) 研究分担者

(3) 連帯研究者